

新型コロナウイルス感染防止対策下におけるの体育施設の利用再開、利用制限、運用について（6月20日以降利用分）

海津市教育委員会 スポーツ課

新型コロナウイルス感染防止対策下につきましては、予防措置を講じたうえで、体育施設の利用再開を行います。施設を利用される皆様におかれましても、各自の感染防止策、マナーの徹底、新しい生活様式への移行など、従来と異なった工夫が必要となり、皆さまの意識改革とご協力が不可欠となっております。

~~皆さまの健康維持のため6月6日より体育施設の利用を再開いたしますが、~~利用にあたっては、新しい生活様式や各競技団体のガイドラインを遵守していただくとともに、~~やむを得ず体育施設の利用を制限させていただいく中で、~~施設利用方法の工夫、利用者チェックリストの提出、利用者名簿の作成、管理など様々なお願いをすることとなります。

施設を利用される皆さまの感染防止、大切な人を感染させないため、皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

1 利用制限を設ける理由

市民の感染リスクを極力下げするため。

~~学校開放施設が当面非開放となるため。~~

学校開放施設を利用される場合には、児童、生徒の感染リスクを極力下げするため、利用者チェックリストを遵守し、併せて、利用後に利用した箇所の消毒作業を利用者により行うことを徹底していただける団体について、利用可能とさせていただきます。

2 利用制限の内容

・利用制限期間は、当面の期間とし、新型コロナウイルスの状況、~~学校開放の状況~~を見つつ変更、解除していきます。

・別に掲げる「利用者チェックリスト」の内容を遵守していただきます。

~~・1団体1日1枠の申請とし、1枠の時間は最大3時間とします。~~

~~（同日の他施設申請は不可とします）~~

~~1枠とは体育館の場合は半面、テニスコートの場合は1面とする。~~

~~・利用可能時間枠（台帳）については、スポーツ課にてあらかじめ指定させていただきます。~~

・利用時間については各競技団体、上位組織のガイドライン等に従ってください。

・海津市在住、在勤、在学の方の利用とさせていただきます。

・学校開放においては、利用者及び児童・生徒が安全、安心に学校施設を利用できるよう、利用後に直接触れた箇所の消毒を実施することを条件として、学校開放事業を実施の方向ですすめています。

(学校により対応が異なる場合もありますのでご了承ください。)

学校開放施設をご利用の際は、ご利用の都度、鍵貸出窓口にて「利用者チェックリスト」を提出するとともに、消毒に使用する物品を係員に提示して確認を受けてください。利用後は利用者の皆さんで施設の消毒を行い、鍵返却とともに、「消毒確認票」を記載の上窓口へ提出をお願いいたします。

(今回の運用により一部カギ貸し出し場所が、変更になっておりますのでご確認ください。また、消毒液や除菌シートは利用者でご用意をお願いいたします。)

別表◆学校開放施設利用のための、鍵貸出窓口、「利用者チェックリスト」、「利用者による消毒作業」、「消毒確認票」提出窓口について を参照してください。

学校開放時間を、鍵の貸し出し、返却、利用前・利用後の消毒の時間を考慮し、学校屋内施設は9：00～21：00、学校屋外施設のナイターなしは9：00～16：30、学校屋外施設のナイターありは9：00～21：00とさせていただきます。

別表◆コロナ禍における学校開放施設の利用時間変更について を参照してください。

3 ガイドライン、利用者チェックリストについて

- ・海津市における体育施設の「ガイドライン」については、別に定めます。
- ・事前に、「ガイドライン」、「利用者チェックリスト」の内容をご確認ください。
- ・「利用者チェックリスト」のチェック項目が守られない場合、体育施設の利用をお断りさせていただきます。
- ・虚偽の報告が認められた場合、今後の体育施設の利用をお断りさせていただきます。

・チェックリストは原則、利用前に提出していただきます。提出先については、**別表◆学校開放施設利用のための、鍵貸出窓口、「利用者チェックリスト」、「利用者による消毒作業」、「消毒確認票」提出窓口について を参照してください。**

4 利用者名簿の提出について

市体育協会加盟団体、市スポーツ少年団など**定期的に利用があり、参加者の出席状況を管理できる団体の市域の登録団体**においては、利用日ごとの名簿の提出は求めませんが、感染者が出た際の追跡調査が行えるよう、利用日ごとの参加者を必ず記録、保存をしておくようお願いいたします。

また、提出を求めた際は速やかに提出していただきますようお願いいたします。

個人利用など、定期利用のない方の場合は、利用日ごとに参加者名簿の提出をお願いいたします。

5 施設予約について

調整が必要な場合、調整会議にて調整のうえ申請していただきます。

調整会議で申請しなかった場合、各受付窓口において空いている**時間**で申請してください。**(調整会議の翌日 15時より)**

~~調整会議後の空き枠に対して、窓口で追加申請する場合も、1団体1日1枠の原則にのっとり同日内の追加は認めません。~~

~~屋外使用団体による屋内施設の雨天用に二重に申請することは、認めません。~~

6 感染リスクを下げるための特例措置

~~原則3時間枠の中で、密な練習とならないよう計画的に利用をお願いしたいところですが、団体参加人数が多く、密集を避けるという観点から、同一団体の活動を分けて申請する場合は、以下により許可します。~~

~~1団体分として、調整会議で1日1枠を申請し、調整会議後、空いている枠がある場合、団体名を分けての申請を可能とします。ただし、重複使用を確認するため、参加者名簿の提出を求めます~~

~~例~~

~~〇〇クラブで調整会議において6月6日8時半から11時半の間、南濃グラウンドを申請。~~

~~翌日15時に南濃体育館で6月6日12時から15時の3時間に空き枠があることを確認。~~

~~調整会議で押さえた〇〇クラブの時間枠を、「〇〇クラブ低学年」と変更し、(変更申請書までは求めません)、追加の「〇〇クラブ高学年」を6月6日12時から15時の枠を申請。(追加分は申請書の提出をお願いいたします)~~

~~「〇〇クラブ低学年」、「〇〇クラブ高学年」のそれぞれの参加者名簿(参加者が重複していないこと)を窓口へ提出。~~

~~※ 密を避け、感染リスクを減らすための行為であり、余分な施設押さえを許可するものではありません。~~

~~※ できるだけ1枠内で、各団体が密を避けて感染リスクを軽減するよう工夫してください。~~

~~※ 参加者名簿の虚偽が認められた場合、今後利用停止させていただきます。~~

以上となりますが、「ガイドライン」、「利用者チェックリスト」の内容をご確認の上、遵守していただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止対策下において、感染拡大の可能性が報告された場合には、対応強化または、再度休館措置をとる可能性がありますので、メール配信、ホームページなどをご確認ください。